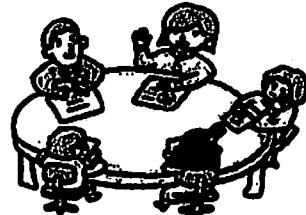


# **地域生活支援拠点等について 【初版】**



**平成30年3月**

**厚生労働省障害保健福祉部  
障害福祉課**

# もくじ

## 地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

※ このパンフレットにおいて、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

Q1: 拠点等の整備の目的は何ですか？	1
Q2: 拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？	1
Q3: 拠点等の必要な機能は何ですか？ また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？	1
Q4: 拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？	4
Q5: 拠点等の整備に係る区域(担当区域)はどう設定すればいいですか？	6
Q6: 市町村は整備に向けてどう取り組めばいいですか？	6
Q7: 拠点等の整備、運営にあたって、考え方される財政支援は何ですか？	6
Q8: 必要な機能の確保・発揮に向けた体制整備の留意点は何ですか？	7
Q9: 拠点等の必要な機能の充実・強化のためにはどうすればいいですか？	8
Q10: 都道府県の役割は何ですか？	9
Q11: 拠点等は現在どのくらい整備されていますか？ 整備されている市町村又は障害保健福祉圏域はどこですか？ また、好事例(優良事例)があれば教えてください。	9
Q12: 拠点等の現況、今後についてはどのような動きがありますか？	9
* 地域生活支援拠点等の整備について【概要】	10
* 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(抜粋)	11

- このパンフレットは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障害免第0707第1号)の内容、「地域生活支援拠点等の整備状況の把握について」(平成29年7月13日事務連絡)の結果や平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の拠点等に係る報酬上の評価について、盛り込んでいます。

- 引き続き、積極的な整備、必要な機能の充実・強化に取り組むにあたってご活用ください。

# 地域生活支援拠点等に関する解説

## Q1：拠点等の整備の目的は何ですか？

- 拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

### ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活的安心感を担保する機能を備える。

### ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

## Q2：拠点等の整備手法はどのような類型がありますか？

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示していますが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行ってくださいと構いません。(例:「多機能拠点整備型」+「面的整備型」)
- なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。

## Q3：拠点等の必要な機能は何ですか？

また、整備がなされたか否かはどう判断すればいいですか？

- 拠点等の整備に当たっては、支援困難な障害児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとしますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととします。
- また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとします。(※ 次ページに必要な機能の具体的な内容と具体例を掲載しております。)  
① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場  
④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
- また、Q1の目的を踏まえ、医療的ケアが必要な重症心身障害、遅延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築していることが重要です。
- なお、上記に掲げる5つの機能以外に、「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能(公共施設、空き店舗等の地域の身近な場所を提供し交流の促進を図る)」や「障害者等の生活の維持を図る機能(権利擁護、成年後見制度の利用促進、障害者虐待等への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用する)」等の地域の実情に応じた機能を創意工夫により付加することが考えられます。

# 地域生活支援拠点等に関する解説

## 必要な機能の具体的な内容と具体例



### ①相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### 【具体例(千葉県柏市)】

- 市委託による相談専門職員4名(地域定着支援と兼務し、地域移行支援にも対応)及び計画相談を担当する相談支援専門員4名の計8名を配置。サービス利用援助に係る相談から専門的な相談、緊急時の相談のいずれにも対応できる体制を整えている。



### ②緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### 【具体例(神奈川県厚木市)】

- 介護者の不在や障がい特性に起因する対応困難が想定される場合、平常時からサービス等利用計画を通して、関係者間で情報共有を図り、緊急時に受入候補となる障害者支援施設への短期入所を経験して備える。緊急時における相談から受入調整までの対応は、閉所時間内はサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が行い、夜間、休日は基幹相談支援センターが行うものと役割を明確にしている。受入候補施設への調整が難航し、自宅等にいられない場合には、緊急一時保護場所として障がい福祉課を活用する。受入完了後、原則48時間(最長72時間)以内に、サービス等利用計画作成者は、再発防止や今後の方向性を検討するための会議を開催を行うものとする。



### ③体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### 【具体例(兵庫県西宮市)】

- 地域での自立生活を目指す人に対して、社会福祉協議会が設置する「地域共生館ふれぼの」内の自立生活準備室を活用し、障害福祉サービスを利用しながら一人暮らしが体験できる場を提供している。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### 必要な機能の具体的な内容と具体例

#### ④専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### 【具体例(東京都新宿区)】

- 拠点等となる事業所のうち1事業所に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材育成、サービス水準の向上・標準化を図る体制を備えている。

#### ⑤地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

#### 【具体例(栃木県栃木市)】

- (自立支援)協議会を中心に地域課題の整理・取り組み方法の検討及びニーズの高い医療的ケアが必要な方に対する支援体制づくりを進めている。

## 地域生活支援拠点等に関する解説

### Q4：拠点等の運営はどのような点に留意する必要がありますか？

- 主に4つの点に留意する必要があります。

#### ① 拠点等において支援を担う者（以下「支援者」という。）の協力体制の確保・連携

- 支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければなりません。

- また、関係機関等との役割分担及び連携の強化を図るために、拠点等の運営に当たっては、協議会等における連携を基礎とし、市町村の障害福祉施策との一体性を保ちながら、地域で生活する障害者等やその家族が、緊急時に等しく利用できる公正、公平・中立な運営を行い、市町村と拠点等がそれぞれの役割を理解しながら、一体的な運営を行うことができるよう体制を構築していくことが必要です。

#### ② 拠点等における課題等の活用について

- 拠点等においては、個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要です。そのため、例えば、支援者レベルの検討会を開催し、蓄積された事例を集約し、市町村が設置する協議会の部会等の場に報告することが必要です。

#### ③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握

- 市町村は、拠点等に必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、例えば、市町村が設置する協議会の部会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握しなければなりません。

- 具体的には、例えば次ページの（ア）から（サ）に掲げる内容を踏まえながら、拠点等に係る短期・中期・長期の運営方針を定めていくこととし、その実施状況を把握してください。

- また、協議会等を通じて市町村と拠点等の関係者が協働して方針を策定していくなど工夫することで、当該方針に対する拠点等の理解も深まることから、より効果的な運営につながるものと考えられます。

- なお、次ページに掲げる内容は例示のため、市町村が適宜、必要と認めるものについて検討を行ってください。

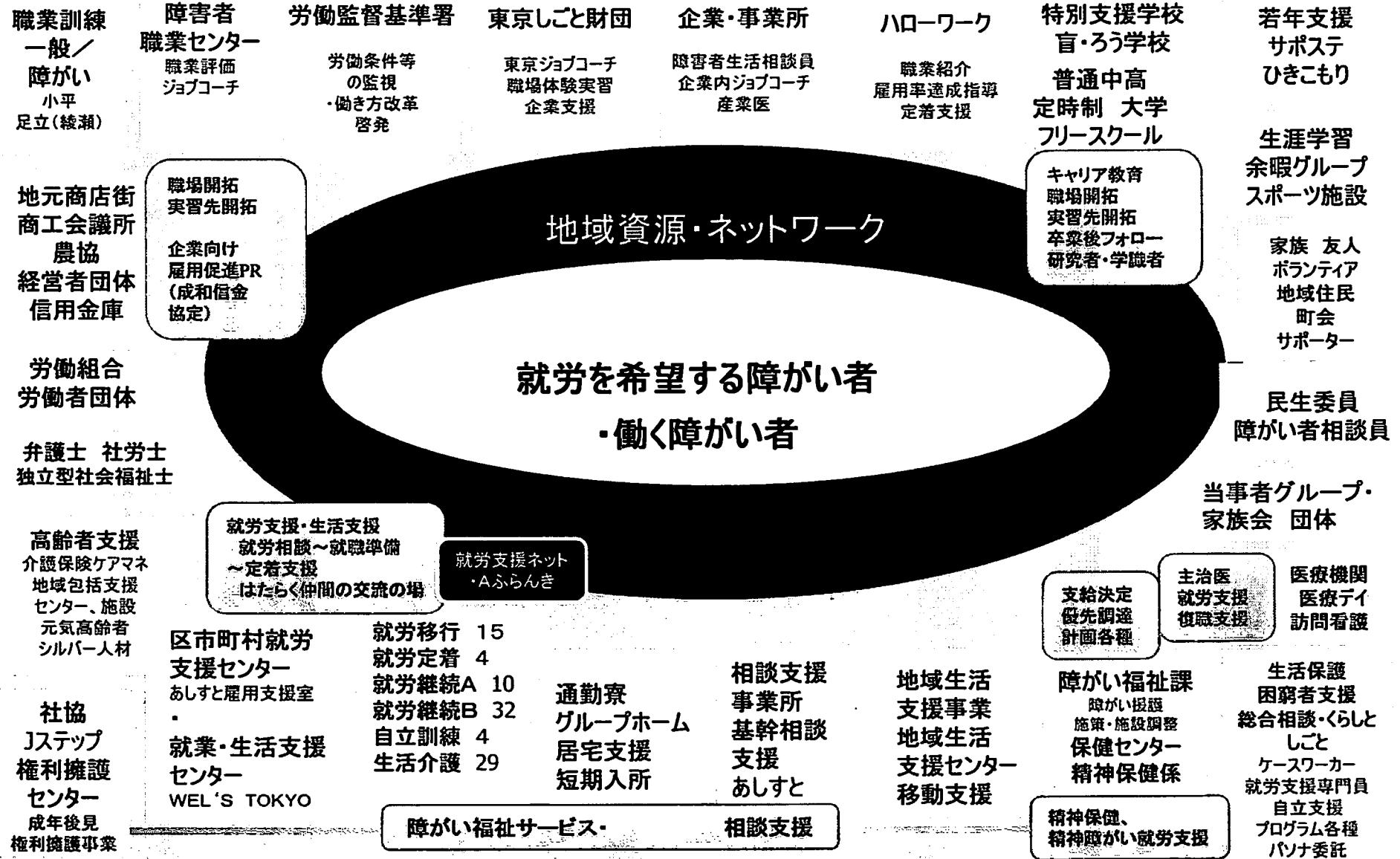
#### ④ 各制度との連携

- 拠点等は、障害者等の地域での生活を支援することを目的としているため、地域における障害福祉以外のサービス等との連携体制の構築が重要です。このため、各制度とも十分に連携しながら、拠点等の運営に当たる必要があります。

## 障がい者を取り巻く就労・生活支援の地域資源とネットワークイメージ

どんな地域資源があるか？すでに活用されている・また今後、活用の促進が必要な地域資源は？

地域資源相互の連携の状況は？連携体制やネットワークの構築が必要なところは？\*数字は足立区内の設置数



松村委員

【前回話題となった内容で実現可能なものの】

実現可能かどうか疑問ですが、安心して働き続けるための資源は大切だと思います。

働く方やその家族の交流の場（サロン）は現実的だと思います。

「あつたらいいな」を形にする・・どこかのCMみたいですが。

今ある区内の社会資源で協働できるのはと思います。

【地域生活拠点について】

障がいの有無にかかわらず働き続けることが本当に難しい時代になっていると思います。

働き続ける理由が明確になり、結果的に安心して働けるような地域になることが求められていると感じます。これだけ求人が溢れ、需要があり、なんだったら生保があるわけですから・・。

なおさら障がいがある方々は、働き続けるために、そもそもはたき続ける理由と安心して働き続けられる

理由と環境が揃っていると良いのだと思うのです。

・相談機能：

入社して支援機関も引いていく2～3年経過した方は、誰に相談したらいいのか？この思いを誰かに伝えたいと思うので。

解決方法：上記サロンは一つの解決策にならないでしょうか。

定期的に自分が安心して通える場所があることで、緊急時対応が緊急になることを防ぐことにもなるのでは。

・体験の場：

プランクのある方、職歴がない方など働くことにイメージがわかない人、

一步踏み出せない人に対して、施設外就労など実際の仕事を通した

プログラムをそろえている就労移行の利用については考える余地があるかもしれません。

特に、『外部環境の変化』で株式会社の就労移行が強くなっていますので、差別化を図ることにもつながるのではないか。

・その他：

働き続けるためには、健康であることが一番だと思います。

日常生活面で健康を意識できる取り組みがあると良いな・・と思います。

働くことに重きをおき、食生活が乱れても仕事面に影響することに自覚がない方も見受けられます。

地活で健康に関するプログラム云々ではなく、働いている人が中心の場という意味です。